

改正後	改正前
<p>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(議会の議決に付すべき契約)</p> <p>第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格<u>八億</u><u>円</u>以上の工事又は製造の請負とする。</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(議会の議決に付すべき契約)</p> <p>第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格<u>五億</u><u>円</u>以上の工事又は製造の請負とする。</p> <p>第三条 (略)</p>